



寒さも厳しくなってきました、皆様におかれましては、2学期の活動を精力的に進められ、とても意義のある濃いものになったのではないのでしょうか。体調に十分注意して、元気いっぱい冬をのりきりましょう。

### 年末調整について

年末調整とは、給与所得者が毎月の給与から引かれている所得税を年末に確定し、過不足を精算するものです。

給与所得者は、年末調整で二種類の書類「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」・「給与所得者の保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書」を提出する必要があり、次年度の確定申告をする手間を省くことができます。

#### 《配偶者が仕事をする時に気になっている金額》

103 万円以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得税が発生します</li> <li>・ 配偶者控除、扶養控除が外れます。</li> </ul>
130 万円以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者の扶養をはずれて社会保険料を自己負担することになります。</li> </ul>
141 万円以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者特別控除が受けられません。130万円に押さえるか141万円を大きく超えて稼げるように調整した方がお得です。</li> </ul>

提出  
すると

### 源泉徴収票

の見方

- ・ 支払金額・・・手取りではありません「給与と賞与の合計額」です。
- ・ 給与所得控除後の金額・・・(支払金額-給与所得控除)の金額です。
- ・ 所得控除の額の合計額・・・社会保険料等の金額+生命保険料の控除額+地震保険料の控除額+配偶者控除+扶養控除+基礎控除

配偶者控除	38 万円	
配偶者特別控除	3~38 万円	
扶養控除	~15 歳	0 円
	16 歳~18 歳	38 万円
	19 歳~22 歳(特定扶養)	63 万円
	一般の扶養親族	38 万円
	同居老親族	58 万円
同居老親族以外	48 万円	
基礎控除	38 万円 誰でも無条件に適用される所得控除です。	
社会保険料控除	年金や健康保険などを納めた分の控除	
生命保険控除 (一般生命保険)	旧：~5 万円 新：~4 万円 一般の生命保険に加入すると受けられる控除	
生命保険料控除 (介護医療保険)	~4 万円 新制度の介護・医療保険に加入すると受けられる控除	
生命保険料控除 (個人年金保険)	旧：~5 万円 新：~4 万円 個人年金保険に加入すると受けられる控除	
地震保険料控除	~5 万円 地震保険の支払いがあると受けられる控除	